介護保険料が改定になりました

介護保険は、平成２１年４月から第４期計画期（平成２１年度～平成２３年度）を迎えました。これにあわせて行方市の介護保険料も見直されました。

保険料は、介護サービスの財源となります。皆さんが安心して介護サービスを受けることができるよう保険料の納付をよろしくお願いいたします。

介護保険の保険料

●６５歳以上の方（第１号被保険者）の保険料

基準額をもとに所得の段階に応じて決められます。（左の表を参照ください。）

□基準額の算出方法

$$\frac{\text{市の介護サービス費用の総額} \times 9\text{割（保険給付分）} \times \text{65歳以上の方の負担割合}20\%}{\text{65歳以上の方（第1号被保険者）の人数}}$$

□保険料の納め方

・年金が年額１８万円以上の方 → 特別徴収（年金からの天引）
※ただし、年金受給開始から約半年間は普通徴収です。

・年金が年額１８万円未満の方 → 普通徴収（納付書納付・口座振替）
※安全で確実な口座振替をご利用ください。

●４０歳から６４歳の方（第２号被保険者）の保険料

加入している医療保険によって保険料の決め方・納め方が違います。

□保険料の納め方　加入している医療保険の医療保険料とあわせて納めていただいています。

【介護保険の財源内訳】

介護サービス費用（介護サービスを利用したときにかかる費用）			
９割			１割
保険給付			自己負担
財　源			
20%	30%	50%	
第１号被保険者保険料	支払基金交付金（第２号被保険者保険料）	公費（国・県・市負担金）	

◎介護サービスを利用するには

① 認定申請 → ② 要介護認定 → ③ 結果通知 → ④ 介護サービス利用

①認定申請
・申請窓口
市役所各庁舎
※地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設にも申請の依頼ができます。

②要介護認定
・訪問調査
・主治医意見書
・一次判定（ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ）
・二次判定（審査会）

③結果通知
要介護１～５ → 介護サービス
要支援１・２ → 介護予防サービス
非該当 → 地域支援事業

※４０歳から６４歳の方（第２号被保険者）は、特定疾病（脳血管疾患や末期ガンなど１６疾病）が原因で要介護状態になったことが認定の条件となります。

第４期における６５歳以上の方（第１号被保険者）の保険料

所得段階	対象者	保険料率	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			月額	年額	月額	年額	月額	年額
第１段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	×0.50	1,825円	21,900円	1,850円	22,200円	1,875円	22,500円
第２段階	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.50	1,825円	21,900円	1,850円	22,200円	1,875円	22,500円
第３段階	世帯員全員が市民税非課税で第２段階以外の方等	×0.75	2,737円	32,850円	2,775円	33,300円	2,812円	33,750円
第４段階【基準額】	本人が市民税非課税の方等	×1.00	3,650円	43,800円	3,700円	44,400円	3,750円	45,000円
第５段階	本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方等	×1.25	4,562円	54,750円	4,625円	55,500円	4,687円	56,250円
第６段階	本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上の方	×1.50	5,475円	65,700円	5,550円	66,600円	5,625円	67,500円

※月額の保険料は目安であり､年間保険料を１／１２したものです。(納付方法･納期により額が増減することがあります。)

※老齢福祉年金

明治４４年以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類によって計算方法が異なります）を差し引いた金額です。

介護報酬改定にともなう保険料上昇分の軽減について

介護に従事する人の処遇を改善するために、介護報酬がプラス３％改定されました。この改定によるプラス分が介護保険料に反映されますが、介護保険料が急激に上昇しないように国の緊急特別対策による軽減措置が講じられます。

平成２１年度及び平成２２年度の介護保険料の上昇分のうち、介護報酬の改定にともなう上昇分は、国の交付金により軽減されます。平成２１年度は改定による上昇分全額、平成２２年度は改定による上昇分の半額が軽減されます。

■保険料上昇抑制のイメージ

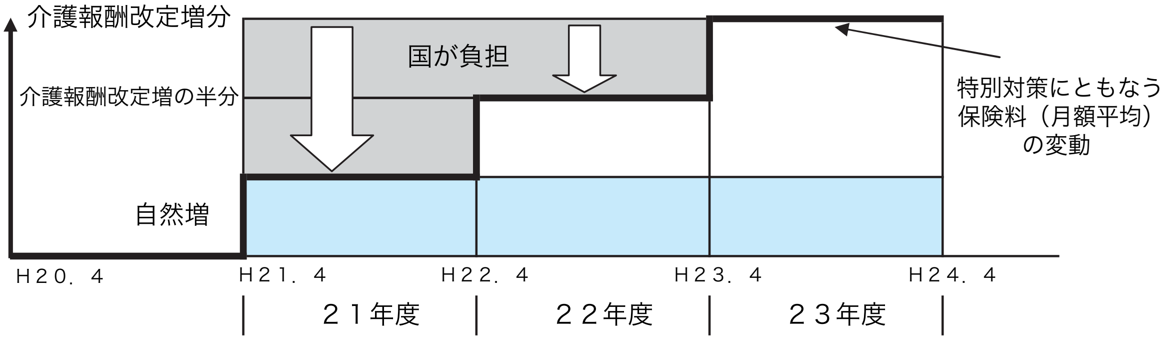

■お問合せ　介護福祉課介護保険グループ（市役所玉造庁舎）
☎０２９９－５５－０１１１　内線１２２～１２４

お知らせ ワイド版

INFORMATION

4月27日（月）、高速道路の建設計画について議論する国土開発幹線自動車道建設会議（国幹会議）が開催され、東関東自動車道水戸線の潮来から鉾田までの区間（約31km）が整備計画に格上げされることが決まりました。

東関道水戸線「潮来～鉾田間」が整備計画に格上げ！

都市計画課 ☎0299-55-0111

東関東自動車道水戸線は、東京都練馬区を起点として、千葉県を経て水戸市に至る約140kmの高規格幹線道路です。現在、千葉県市川市から潮来市間約75kmが供用され、（仮）鉾田ICから北関東自動車道に接続する（仮）茨城JCT間が事業中となっております。潮来～鉾田間は長らく基本計画区間のままとなっていましたが、昨年10月に都市計画決定され、今回の格上げにより事業化の目処が立ったことになります。

本道路の整備によって、常磐自動車道、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道の3本の高速道路と一体となり、鹿島港、茨城港や成田空港、茨城空港などの交流拠点を結ぶ陸・海・空の広域交通ネットワーク化が図られることになります。

本市にとっても、首都圏や北関東地域との交流や連携の強化、さらには産業の活性化が期待され、市政の発展に欠かすことができない重要な道路です。

この度の整備計画への格上げにより、全線の開通に向けて一歩前進したことになりますが、今後も早期の事業着手と一日も早い全線開通に向け、関係機関に対し強く働きかけて参ります。

なお、今後の事業スケジュール等については、具体的に分かり次第、改めてお知らせします。

東関東自動車道水戸線

整備計画格上げ区間の概要

(1) 区間
潮来市延方～鉾田市飯名
(2) 延長
約31km（行方市区間約14km）
(3) 車線数
4車線
（当面は2車線の暫定供用）
(4) 接続位置
（仮称）麻生IC【行方市石神/都市計画道路粗毛石神線】
（仮称）北浦IC
【行方市両宿／国道354号】
(5) 事業費　約710億円

児童手当を受けている方へ
現況届の提出をお願いします

社会福祉課 ☎0299-55-0111

児童手当・特例給付の支給を受けている方は、全員毎年6月に現況届を提出することとされています。現況届の提出がされなかった場合、6月分以降の児童手当の支払いが、一時差し止めとなることもありますのでご注意ください。（現在受給されていない方でご不明な点はお問い合せ下さい。）

受付日時
6月22日（月）～30日（火）土日を除く午前8時30分～12時　午後1時～午後5時30分（6月24日（水）・25日（木）は玉造庁舎のみ7時まで）

場　所
市役所麻生庁舎・北浦庁舎（総合窓口課）・玉造庁舎（社会福祉課）

現況届の用紙は市役所に置いてあります。

持参する物
①送付された宛名が印字された連絡票②印鑑③宛名と同じ名前が印字された保護者の保険証※このほか平成21年1月1日時点で行方市在住でなかった方は児童手当用所得証明が必要です。

食生活改善推進員を募集します

健康増進課　☎0291-34-6200

行方市食生活改善推進員をご存知ですか？

食の安全が取りざたされている現在の社会状況の中、食に関する知識を深めて地域に密着したボランティア活動をしてみませんか！

7月から養成講座を開講する予定です。食育や調理実習などの講習をとおして食に関する知識を身につけ、食生活改善推進員として活動してみませんか？お申し込みは、健康増進課（北浦保健センター）へお願いいたします。

皆様の参加をお待ちしています！

5月12日　総会を行いました

パスポートの申請・交付が市役所に

6月1日から麻生総合窓口で

総合窓口　☎0299-72-0811

旅券事務の権限委譲により、行方市に住民登録されている方は、行方市役所（麻生総合窓口）で申請・交付ができるようになりました。（県の窓口では申請できなくなりましたので、ご注意下さい。）

取扱日時

月曜日～金曜日
（年末年始、祝日を除く）

午前9時～午後4時45分
（正午～午後1時までを除く）

※パスポートは申請日からかぞえて、土・日・祝日を除き8日目から受け取りが可能です。申請書類に不備があると、受け取りまでにさらに日数がかかることがありますので、海外へ渡航が決まっている方は、余裕をもって早めの申請をお願いします。

税金のお知らせ

今月の税金

市・県民税　　第1期
納付期限（口座振替日）は6月30日です

固定資産税（1期）・軽自動車税（全期）の納付はお済でしょうか。
（納付期限6月1日）

平成21年度の市税等の賦課徴収が始まりました。市税等（固定資産税・軽自動車税・市県民税・国民健康保険税）は、市の行政運営の貴重な財源となっています。期限内の納付をお願いします。納期限までに税金を納めないと「滞納」となってしまいます。滞納となると本来納めるべき税額のほかに、延滞金や督促手数料を納めていただくことになりますので、税金の納め忘れにご注意ください。

口座振替納税をご利用ください

市税等は、電気や水道などの公共料金と同じように口座振替で納付することができます。納め忘れがなく、納税のために金融機関などへ出向く必要がないので安全で便利です。

○ご利用できる金融機関

常陽銀行・なめがた農業協同組合・茨城銀行・佐原信用金庫・水戸信用金庫・郵便局

○申請するためには

申請書類は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局、市役所収納対策課又は総合窓口課の窓口にございます。

市税はコンビニエンスストアでも納付できます

昨年から市税等をコンビニエンスストアで支払うことのできる「コンビニ収納」を始めています。

市内はもちろんのこと、市外のほとんどのコンビニでバーコードが印字された納付書で納付することができます。（30万円以下の税額のみです）納付書に記載されている納期限を良くお確かめのうえ必要な納付書だけをコンビニのレジで納付してください。

問い合わせ　収納対策課（麻生庁舎）　☎　0299－72－0811